

## 認証紛争解決手続の業務

### 第1 調停全般について

#### 1. 紛争の分野・種類・範囲（業務規程第2条）

婚姻関係の維持又は解消に関する紛争（養育費、財産分与及び婚姻費用等の経済的紛争を含む。）及び子の監護（監護者の指定、子の引渡し、親権者指定及び面会交流等）に関する紛争

#### 2. 手続実施者（調停者、第二調停者）の選任方法（業務規程第16条第1項）

センター長は、調停者の候補者をセンター職員であって次のいずれかの資格又は経験を有する者から選任する。

##### (1) 第一調停者

- ア 家庭裁判所調査官として5年以上の勤務実績を有する者
- イ 家事調停委員として5年以上の勤務実績を有する者
- ウ 弁護士

##### (2) 第二調停者

- ア 家族問題のカウンセラーとして5年以上の援助実績を有する者

### 3. 手続きの実施方法

※記載金額は全て税込み

